

学校経営のポイント

## 教育基本法と“わが校”の教育目標

若井 彌一

### 注目される教基法の改正動向

教育基本法の改正に関する動向が、マスコミで取りあげられている。

新聞報道によれば、2月1日、文部科学大臣の諮問機関としてスタートを切った中央教育審議会（中教審）は、初の会議（総会）を開いたが、総会で会長に選出された鳥居泰彦氏（慶應義塾塾長）は、総会後の記者会見で、教育基本法の改正問題について「憲法問題でもあるので、慎重に審議して結論を出すべきだと思う。特定の法律改正さきにありき、という発想は私はとらない」と述べたということである。

国の教育の基本、あるいは根本を定めたのが教育基本法であり、周知のごとく、この法律は昭和22（1947）年3月31日に公布され（法律第25号）、即日施行されて以来今日まで、一字一句たりとも改正されていない。

教育の細則や手続きを定めたものでないことが、このように長期に及んで改正されずにきた一つの理由であろう。

しかし50余年の歳月を経るなかで、教育・政治・経済は大きく動いてきたのであり、いかに基本法といえども見直しが必要だという声も表面化している。教育改革国民会議の提案は、その好例である。今後の動きに注目したいものである。

### 理想の実現は“教育の力”で

ところで、“わが校”の教育目標は、教育基本法の前文や第1条とどのようなつながりをもっているのか、あるいはいないのか。この際、全国のそれぞれの小・中・高等学校、盲・聾・養護学校、幼稚園で意識的に点検していただきたいと願うものである。

書くまでもないが、教育基本法の前文では、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」と、進むべき国のあり方を理想と表現し、その理想の実現を担うものが教育であることを謳っている。

そして、第1条では「教育の目的」という条文見出しのもとに、「教育は、人格の完成をめざし……」云々と、育成すべき理想的国民像を掲げ、その育成を教育の目的としている。

### “わが校”の教育目標を教基法と関連づける

“わが校”の教育目標を、教育基本法の前文や第1条、さらには第2条・第3条・第5条・第8条・第9条などとの関連で、見つめ直していただきたい。教育の根本を定めた教育基本法とのつながりを十分に意識して、法の掲げる高邁な国家理想と理想的国民像の実現に全力を傾注することが、激動のなかであればこそ、今日の学校経営と教育実践に携わる人々に期待されている。

教育基本法の見直しは、そのような全国的取組みに支えられ、裏づけられたものによって、より実りあるものとなる。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授）

…本紙は、全国の小・中・高校等を対象に月2回発行しています（購読料は不要）。本紙が不要の場合は、無料 FAX 0120-462-488 にてご連絡くだされば、以後の配信はいたしません。研修会等で本紙を複写して使用される場合は、無断コピー禁止の表示にかかわらず可といたします。おおいにご活用ください。

本紙はホームページでも閲覧できます  
新しい図書目録出来！ご希望の方に送付します

新刊研修図書 1月25日刊 好評発売中！ お申込みは書店または直接小社へ 教育開発研究所 刊  
国民会議17提案の検討！ 下村哲夫編 定価2,100円 菱村幸彦 編 定価2,310円

『教育改革と「21世紀・日本の教育」読本』 『新・学校管理規則の読み方』